

吸収合併に関する事後開示事項

当社は、2023年10月30日付をもって締結した吸収合併契約書に基づき、2023年12月1日を効力発生日とし、当社を吸収合併存続会社、株式会社さうなし（本店：東京都渋谷区広尾五丁目21番2号）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、本件吸収合併といいます。）を行いました。本件吸収合併に関し、会社法第801条及び会社法施行規則第200条の規定により、下記の事項を開示いたします。

記

1. 効力発生日（会社法施行規則第200条第1項）

2023年12月1日

2. 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の株式買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過（会社法施行規則第200条第2項）

（1）差止請求

該当事項はありませんでした。

（2）反対株主の株式買取請求

吸収合併消滅会社に対し、会社法第785条第1項の規定に基づく株主からの株式買取請求はありませんでした。

（3）新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していなかったため、該当事項はありません。

（4）債権者の異議

吸収合併消滅会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、官報及び電子公告にて合併公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過（会社法施行規則第200条第3項）

（1）差止請求

該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求

会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、会社法第797条第1項但書により反対株主は株式買取請求権を有しておらず、該当事項はありません。

（3）債権者の異議

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、官報及び電子公告にて合併公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4項）
当社は、本件吸収合併をもって吸収合併消滅会社の権利義務一切を承継しました。
5. 吸収合併消滅会社の事前開示書面に関する事項（会社法施行規則第200条第5項）
吸収合併消滅会社の事前開示書面は別紙のとおりです。
6. 会社法第921条の変更の登記をした日（会社法施行規則第200条第6項）
本件吸収合併にかかる変更登記は2023年12月1日を予定しております。
7. 吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7項）
該当する重要な事項はございません。

以 上

2023年12月1日

東京都港区麻布台一丁目3番1号
株式会社SHIFT
代表取締役 丹下 大

別紙

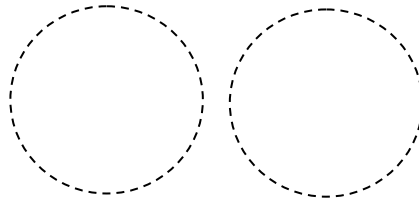
合 併 契 約 書

(甲) 株式会社 *SHIFT*

(乙) 株式会社 さうなし

印紙

4万円



吸 収 合 併 契 約 書

2023年10月24日

甲： 東京都港区麻布台一丁目3番1号
株式会社SHIFT
代表取締役 丹下 大

乙： 東京都渋谷区広尾五丁目21番2号
株式会社さうなし
代表取締役 青木 啓祐

上記の甲及び乙は、下記のとおり合併契約を締結したので、本書1通を作成し、上記に記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

(合併の方法)

第 1 条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併し、甲は乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。

(合併対価)

第 2 条 甲は、本合併に際して、合併対価を交付しない。

(資本金及び準備金の額)

第 3 条 甲は、本合併に伴い増加させる資本金は0円とする。

2 甲は、本合併に伴う準備金を、会社法・会社計算規則その他関係諸法令に則り計上するものとする。

(合併承認決議)

第 4 条 合併効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び合併に必要な事項に関する機関決定を行うものとする。

2 合併効力発生日の前日までに、両当事者が前項の機関決定を得られなかった場合、本契約は効力を失うものとする。

(効力発生日)

第 5 条 本合併の効力発生日は、2023年12月1日とする。ただし、その日までに本合併に必要な手続きを行うことができないときは、甲及び乙との協議の上、これを変更することができる。

(会社財産の承継)

第 6 条 甲は、本合併の効力発生日において、乙の資産、負債及び権利義務一切を承継するものとする。

(管理執行義務)

第 7 条 甲及び乙は、本契約の締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって財産の管理及び営業の執行を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙は協議し、合意の上、これを行うものとする。

(合併条件の変更及び合併契約の解除)

第 8 条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲及び乙の財産または経営状態に重要な変動を生じたとき、もしくは、隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲及び乙協議の上、合併条件を変更し、または、本契約を解除できる。

(規定外条項)

第 9 条 本契約書に規定するものの外、合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲及び乙協議の上、これを決定するものとする。

(その他)

第 10 条 本契約に定めのない事項は、会社法・会社法施行規則・会社計算規則その他関係諸法令によるものとする。

事 業 報 告

第14期

自 令和 3 年 9 月 1 日

至 令和 4 年 8 月 31 日

株式会社 さうなし

事業報告

〔 自 令和 3 年 9 月 1 日 〕
〔 至 令和 4 年 8 月 31 日 〕

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化していた中、感染対策に万全を期した状態を保ちつつ、それ以前の経済活動が再開しております。一方で、ウクライナ情勢の長期化や原材料の供給不足に加えて、グローバルでの金利調整などを背景とした円安進行などもあり、国内外における経済見通しは依然として不透明な状況が続いております。

当社がサービスを提供するマーケティング、ソフトウェア関連市場においては、産業界全体に変革を起こすDX（デジタル・トランスフォーメーション）という概念とともに、新しい生活様式（ニューノーマル）や新しい価値観のもとで、IT投資はますます多様化し、その重要性は高まり続けております。

こうした経営環境の中、当社では当事業年度において、サービスラインナップの拡充に加えて、競合との差別化を図ることによる業界内認知度の向上や、既存顧客からの売上高が増加しましたが、一方で粗利率が低下してしまいました。その結果、当事業年度は、売上高231百万円、売上総利益68百万円、営業利益20百万円、経常利益20百万円、当期純利益15百万円となりました。

なお、前事業年度は、6ヵ月決算であるため、前年同期比較はしておりません。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

② 設備投資等の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

（単位：千円）

区 分	第12期 令和3年2月期	第13期 令和3年8月期 (6ヵ月決算)	第14期 令和4年8月期 (当事業年度)
売上高	174,417	112,503	231,399
経常利益	22,375	13,782	20,530
当期純利益	16,698	10,078	15,715

1 株当たり当期純利益	333. ⁹⁶	201. ⁵⁷	314. ³⁰
総 資 産	106,961	101,917	121,636
純 資 産	72,544	82,623	98,338

(注) 1. 1株当たり当期純利益（△は当期純損失）は、小数点第2位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。

(4) 対処すべき課題

当社では、以下の事項を経営課題として重視しております。

- ① 優秀なクリエイター、IT人材の確保及びその育成
- ② 市場環境（ニーズ）の変化への迅速な対応
- ③ 生産性の向上（コスト削減・品質向上・納期遵守）
- ④ IT・ソフトウェアの最新化への対応

当社は、単純なビジュアル表現だけにとどまらず、実践的なマーケティング戦略を指向しており、顧客のビジネスに貢献できるデジタルマーケティングのサービスを提供することを志向しております。今後は、提供サービスのアップデートと、それに伴う顧客の増加を図り、売上高の増加とともに、利益率の改善を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容

当社は、Webデザインの企画制作を主要な事業としております。

(6) 主要な拠点並びに使用人の状況

主要な拠点

本社 東京都渋谷区広尾5-21-2

使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
18名	+2名	31歳	2年1ヵ月

- (注) 1. 使用人数には、アルバイトは含んでおりません。
2. 平均年齢は単位未満を切り捨てて表示しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社SHIFT	77,543千円	100.0%	ソフトウェアの品質保証、テスト事業

② 重要な子会社の状況

該当事項はございません。

(8) 主要な借入先及び借入額

該当事項はございません。

2.会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 300 株

(2) 発行済株式総数 50 株

(3) 株 主 数 1 名

(4) 大 株 主 数

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	保有比率
株 式 会 社 S H I F T	株 50	% 100.0

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

3.会社役員に関する事項

取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
代 表 取 締 役	青 木 啓 祐	
取 締 役	可 児 端 起	株式会社BRIK 代表取締役
取 締 役	小 林 元 也	
取 締 役	岩 崎 佐 知 子	
監 査 役	田 原 洋 輔	

4.会社の体制及び方針

(1)業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

内部統制システムの構築の基本方針については、以下の通りであります。

① 当社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令、定款及び社会規範等の遵守を目的としてコンプライアンス規程を定め、コンプライアンス体制の構築を推進する。コンプライアンスに関する報告・相談ルートを複数設置して、不正行為等の防止及び早期発見を図る。コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め厳正に対処する。

法令及び会計基準に適合した財務諸表の作成手続等を社内規程等で定め、周知の上運用の徹底を図り、財務情報の適正かつ適時な開示を確保する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、文書管理規程に従って保存及び

管理を行う。

③ **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

リスクの種類・リスク管理体制等を社内規程で定め、周知の上運用の徹底を図り、事業内容や規模に応じて必要なリスク管理体制の整備を促進することにより、職務執行に伴うリスクを適切にコントロールする。

④ **職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役会は、法令及び定款に定められた事項の決議、経営に関する重要事項の決定、業務執行の監督等を行う。定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて開催することとしている。

⑤ **当社における業務の適正を確保するための体制**

取締役は、他の取締役及び使用人の職務執行の状況の監督、指導を行う。

⑥ **監査役への報告に関する体制**

監査役は、取締役会及び重要な経営会議に出席し、意見を表明する。

⑦ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、取締役、使用人及び親会社の監査等委員会その他の者と意思疎通を図り、情報収集及び監査の環境の整備に努め、関係者はこれに協力する。監査役は、その職務執行のため必要と認められる費用を会社に請求することが出来る。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 重要な会議として取締役会を開催し、法令で定められた事項や各規程に基づく付議事項の審議、決議及び報告を行っております。

② 監査役は、取締役、使用人及び親会社の監査等委員会その他の者との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。

貸借対照表

(令和 4 年 8 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
現金・預金	91,728	買掛金	5,847
売掛金	15,399	未払金	1,396
仕掛品	5,521	未払費用	3,794
前渡金	850	未払法人税等	2,720
前払費用	193	未払消費税等	4,483
流動資産合計	113,693	契約負債	1,090
【固定資産】		預り金	1,565
(有形固定資産)		賞与引当金	2,400
建物附属設備	744	流動負債計	23,297
工具器具備品	487	負債の部合計	23,297
一括償却資産	713	純資産の部	
有形固定資産計	1,946	【株主資本】	
(投資その他の資産)		資本金	10,000
敷金	2,393	(利益剰余金)	

長期前払費用	466	[その他利益剰余金]	
繰延税金資産	2,830	繰越利益剰余金	88,338
投資その他の資産 計	5,689	利益剰余金 計	88,338
固定資産合計	7,635	株主資本 計	98,338
【繰延資産】		純資産の部合計	98,338
繰延 資産	306		
資産の部合計	121,636	負債・純資産の部合計	121,636

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

自 令和 3 年 9 月 1 日
至 令和 4 年 8 月 31 日

(単位：千円)

【売上高】		
売上高	231,399	
売上高 計		231,399
【売上原価】		
期首商品・製品棚卸高	—	
当期製品製造原価	163,365	
合 計	163,365	
期末商品・製品棚卸高	—	
売上原価 計		163,365
売上総利益		68,033
【販売費一般管理費】		
(人件費)		
人件費 計	25,715	
(その他経費)		
その他経費 計	22,038	
販売費・一般管理費計	47,753	47,753
営業利益		20,279
【営業外収益】		
受取 利息	0	
雑 収 入	249	
営業外収益 計	250	
【営業外費用】		
営業外費用 計	—	250
経常利益		20,530
税引前当期純利益(損失)		20,530
法人税、住民税及び事業税		5,625
法人税等調整額		△ 810
当期純利益 (損失)		15,715

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

〔 自 令和 3 年 9 月 1 日
至 令和 4 年 8 月 31 日 〕

(単位：千円)

	株主資本			純資産 合計
	資本金	利益剰余金	株主資本 合計	
		その他利益剰余金		
		繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000	72,623	82,623	82,623
当期変動額				
当期純利益		15,715	15,715	15,715
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)		-	-	-
当期変動額合計	-	15,715	15,715	15,715
当期末残高	10,000	88,338	98,338	98,338

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

【個別注記表】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品・・・個別法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

建物（建物附属設備を含む）……………定額法

器具備品……………定率法

一括償却資産……………3年均等償却

無形固定資産……………定額法

長期前払費用……………定額法

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金・・・従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の役務提供に係る収益は、主に Web デザインの企画制作事業であり、顧客との役務提供契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、サービスを提供が完了する時点において、顧客が当該サービスに対する支配を獲得して充足されると判断し、提供完了時点で収益を認識しております。

保守サービスに係る収益は、主にウェブサイト等の保守であり、顧客との保守契約に基づいて保守サ

ービスを提供する履行義務を負っております。当該保守契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足す

る取引であり、一定の期間にわたり収益を認識しております。

当社が代理人として関与している場合には、純額で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 ……消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,877千円

(2) 関係会社に対する短期金銭債務 218千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 18,423 千円

製造原価 1,800 千円

販売費及び一般管理費 2,389 千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	50株	—	—	50株

(2) 自己株式に関する事項

該当事項はございません。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金・未払事業税等であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 1株当たり純資産額 | 1,966,770円58銭 |
| ② 1株当たり当期純利益 | 314,307円06銭 |

7. その他の注記

該当事項はございません。

附属明細書（事業報告関係）

（令和3年9月1日から令和4年8月31日まで）

1. 事業報告の内容を補足するその他の重要な事項
該当事項はありません。

以上

附属明細書（計算書類関係）

（令和3年9月1日から令和4年8月31日まで）

1. 有形固定資産及び無形固定資産明細書

（単位：千円）

区分	資産の種類	期首	当期	当期	当期	期末	減価償却
		帳簿価額	増加額	減少額	償却額	帳簿価額	累計額
有形固定資産	建物附属設備	881	—	—	136	744	621
	器具備品	179	628	—	320	487	581
	一括償却資産	517	659	—	462	713	673
	計	1,577	1,287	—	919	1,946	1,877

注) 1.一括償却資産の当期増加は、パソコンの購入等であります。

2. 引当金明細書

（単位：千円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞与引当金	3,400	2,400	3,400	2,400

3. 販売費及び一般管理費明細

(単位：千円)

科目	金額	摘要
役員報酬	22,008	
給料手当	460	
法定福利費	2,678	
福利厚生費	546	
教育訓練費	21	
外注費	2,389	
通信費	585	
荷造 運賃	6	
水道光熱費	471	
旅費交通費	431	
広告宣伝費	1,169	
採用費	733	
接待交際費	418	
会議費	280	
事務用品費	17	
備品消耗品費	14	

新聞図書費	86	
研修費	1,300	
地代家賃	8,676	
保険料	43	
租税公課	128	
支払報酬	2,950	
支払手数料	477	
減価償却費	1,466	
雑費	390	
計	47,753	

2022年11月24日

株式会社さうなし
代表取締役社長 青木 啓祐 殿

監査役 田原 洋輔



監査報告書の提出について

私、監査役田原 洋輔は、会社法第381条第1項の規定に基づき監査報告書を作成しましたので、別紙の通り提出いたします。

以 上

監査報告書

私、監査役田原 洋輔は、2021年9月1日から2022年8月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法及びその内容

監査役は、取締役、使用人及び親会社の監査等委員会その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2022年11月24日

株式会社さうなし

監査役 田原 洋輔

